



宮 崎 県 公 報

平成22年 8 月19日 (木曜日) 第 2210 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則…………… (都市計画課) 1		○林業種苗生産事業者の登録…………… (森林整備課) 6
告 示		○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 7
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 4		○道路の供用の開始…………… (") 7
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… (") 4		○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 7
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 5		○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 7
○指定居宅サービス事業の廃止…………… (") 5		○宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等の一部を改正する告示…………… (") 7
○指定居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更…………… (") 5		公 告
○指定居宅介護支援事業の廃止…………… (") 6		○宮崎県グループウェアシステム構築業務に係る企画提案競技の実施…………… (情報政策課) 8
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… (") 6		○地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 9
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定…………… (障害福祉課) 6		○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 9
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の名称の変更…………… (") 6		○県営土地改良事業に係る換地処分…………… (") 9
		○基本測量の実施の通知(2件)…………… (管理課) 9
		○都市計画の変更図書の写しの縦覧(2件)…………… (都市計画課) 9
		教育長訓令
		○教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令……………10

規 則

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第36号

宮崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県屋外広告物条例施行規則(平成5年宮崎県規則第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(許可の期間)				(許可の期間)			
第19条 条例第19条第1項の許可の期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。				第19条 条例第19条第1項の許可の期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。			
(1) [略]				(1) [略]			
(2) 紙張り又は布張り以外のはり札及び立看板並びに <u>広告旗</u> 6月以内				(2) 紙張り又は布張り以外のはり札及び立看板、 <u>広告旗並びに 広告幕(横断幕及び懸垂幕を除く。以下同じ。)</u> 6月以内			
(3)・(4) [略]				(3)・(4) [略]			
別表第9(第18条関係)				別表第9(第18条関係)			
条例第9条(規制地域等)の許可の基準				条例第9条(規制地域等)の許可の基準			
1 表示面積の合計等の基準(共通)				1 表示面積の合計等の基準(共通)			
	基 準				基 準		
区 分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等	区 分	第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
表示面積の合計	野立(建植)広告(道標その他)	野立(建植)広告(道標その他)		表示面積の合計	野立(建植)広告(道標その他)	野立(建植)広告(道標その他)	

計	公共的目的をもった広告物を除く。)、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告又は懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、1住所等につき50平方メートル以内であること。	公共的目的をもった広告物を除く。)、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告又は懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、1住所等につき 100平方メートル以内であること。			計	公共的目的をもった広告物を除く。)、屋上広告、壁面広告(<u>広告幕を除く。</u> 以下同じ。)、屋根面広告、突出広告、塀広告、 <u>広告幕又は懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、1住所等につき50平方メートル以内であること。</u>	公共的目的をもった広告物を除く。)、屋上広告、壁面広告、屋根面広告、突出広告、塀広告、 <u>広告幕又は懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、1住所等につき100平方メートル以内であること。</u>		
[略]				[略]					
2 広告物等の種類ごとの基準				2 広告物等の種類ごとの基準					
(1)~(3) [略]				(1)~(3) [略]					
(4) その他の広告				(4) その他の広告					
広告物等の種類	区 分	基 準			広告物等の種類	区 分	基 準		
		第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等			第1種規制地域等	第2種規制地域等	第3種規制地域等
[略]				[略]					
3 [略]				3 [略]					
				4 広 告 幕					
				表示面積	ア 建築物を利用して表示するもの <u>にあっては、1壁面30平方メートル以内であり、かつ、表示する壁面の面積の3分の1以内であること。</u> イ 建築物以外の物件を利用して表示するもの <u>にあっては、表示面積の合計は、1物件につき30平方メートル以内であ</u>	ア 建築物を利用して表示するもの <u>にあっては、1壁面30平方メートル以内であり、かつ、表示する壁面の2分の1(3階以上の建築物に表示する場合には3分の1)以内であること。</u> イ 建築物以外の物件を利用して表示するもの <u>にあっては、表示面積の合計は、1物件につき30平方メートル以内であること。</u>			

4～8 [略]

別表第11 (第18条関係)

条例第15条 (禁止地域等に許可を受けて表示し、又は設置できる広告物等) の許可の基準

1 条例第15条第1号に規定する広告物等 (自家用広告物等)

(1) [略]

(2) 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	区 分	基 準		
		第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
[略]				

6 [略]

	ること。
個数	ア 建築物を利用して表示するものにあつては、同一のものは、1壁面につき1個であること。 イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、同一のものは、1物件につき1個であること。
その他	ア 風雨に耐える素材が用いられているものであること。 イ 壁面に表示する場合にあつては、壁面内で表示すること。また、窓等の開口部分をふさいで表示するものでないこと。

5～9 [略]

別表第11 (第18条関係)

条例第15条 (禁止地域等に許可を受けて表示し、又は設置できる広告物等) の許可の基準

1 条例第15条第1号に規定する広告物等 (自家用広告物等)

(1) [略]

(2) 広告物等の種類ごとの基準

広告物等の種類	区 分	基 準		
		第1種禁止地域等	第2種禁止地域等	第3種禁止地域等
[略]				

6 [略]

7 広 告 幕	表示面積	建築物を利用して表示する場合にあつては、表示する壁面の面積の5分の1以内であること。	建築物を利用して表示する場合にあつては、表示する壁面の面積の3分の1以内であること。
---------	------	--	--

個数	ア 建築物を利用して表示するものにあつては、1壁面につき1個であること。 イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、1物件につき1個であること。	ア 建築物を利用して表示するものにあつては、同一のものは、1壁面につき1個であること。 イ 建築物以外の物件を利用して表示するものにあつては、同一のものは、1物件につき1個であること。
その他	ア 風雨に耐える素材が用いられているものであること。	

るものであること。
 イ 壁面に表示する場合にあっては、
 壁面内で表示すること。また、窓等
 の開口部分をふさいで表示するもの
 ではないこと。

7~11 [略]

2 [略]

8~12 [略]

2 [略]

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 534号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第41条第 1 項本文の規定に
 より、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4560190334	ふれあい訪問看護 ステーション	宮崎県宮崎市島之内6280番地	D S F 株式会社	宮崎県宮崎市島之内6280番地	平成22年 7 月 1 日	訪問看護
4570105355	訪問介護事業所 まごころ荘	宮崎県宮崎市清武町あさひ 1 丁目13番地	株式会社たすけあいの郷まごころ荘	宮崎県宮崎市清武町あさひ 1 丁目13番地	平成22年 7 月 1 日	訪問介護
4570400640	デイサービス心の芽	宮崎県日南市殿所81番地 4	特定非営利活動法人心の芽	宮崎県日南市殿所81番地 1	平成22年 7 月 1 日	通所介護
4570600793	訪問介護ステーション きずな	宮崎県日向市財光寺5317番地 3	株式会社きずな	宮崎県日向市財光寺5317番地 3	平成22年 7 月 1 日	訪問介護
4572001057	デイサービスしゃちんぼの濱	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地 6	株式会社自然愛	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地 6	平成22年 7 月 1 日	通所介護
4572001065	訪問介護ステーション しゃちんぼの濱	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地 6	株式会社自然愛	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地 6	平成22年 7 月 1 日	訪問介護
4570105363	訪問介護ステーション まごの手	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4315番地 6	株式会社ミツヨン	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4315番地 6	平成22年 7 月 23 日	訪問介護

宮崎県告示第 535号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定に
 より、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570301707	ケアセンターみつせ	宮崎県延岡市春日町 3 丁目11番地 5	医療法人社団杉杏会	宮崎県延岡市三ツ瀬町 1 丁目11番地 5	平成22年 7 月 1 日	居宅介護支援
4572001040	川南病院ケアプラ ンセンター	宮崎県児湯郡川南町川南 18150番地	医療法人社団聖山会	宮崎県児湯郡川南町川南 18150番地	平成22年 7 月 1 日	居宅介護支援

47

47

宮崎県告示第 536号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560190334	ふれあい訪問看護ステーション	宮崎県宮崎市島之内6280番地	D S F 株式会社	宮崎県宮崎市島之内6280番地	平成22年7月1日	介護予防訪問看護
4570105355	訪問介護事業所まごころ荘	宮崎県宮崎市清武町あさひ1丁目13番地	株式会社たすけあいの郷まごころ荘	宮崎県宮崎市清武町あさひ1丁目13番地	平成22年7月1日	介護予防訪問介護
4570600793	訪問介護ステーション きずな	宮崎県日向市財光寺5317番地3	株式会社きずな	宮崎県日向市財光寺5317番地3	平成22年7月1日	介護予防訪問介護
4572001057	デイサービスしゃちんぼの濱	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6	株式会社自然愛	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6	平成22年7月1日	介護予防通所介護
4572001065	訪問介護ステーション しゃちんぼの濱	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6	株式会社自然愛	宮崎県児湯郡高鍋町蚊口浦6195番地6	平成22年7月1日	介護予防訪問介護
4570105363	訪問介護ステーション まごの手	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4315番地6	株式会社ミツヨシ	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4315番地6	平成22年7月23日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104804	訪問介護ステーション幸一輪	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4315番地6	株式会社幸一輪	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4315番地6	平成22年7月22日	訪問介護
4570900284	さくら苑デイサービス	宮崎県えびの市大河平4327番地37	医療法人社団公佑会	宮崎県えびの市大河平4327番地37	平成22年7月31日	通所介護

宮崎県告示第 538号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定

居宅介護支援事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4571800079	社会福祉法人野尻	宮崎県小林市野尻	社会福祉法人小林	宮崎県小林市野尻	平成22年3月23日	居宅介護支援

町社会福祉協議会	町東麓1158-3	市社会福祉協議会 野尻支所	町東麓1158-3
----------	-----------	------------------	-----------

宮崎県告示第 539号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104721	居宅介護支援事業所安寿	宮崎県宮崎市恒久3丁目5番地19	株式会社安寿	宮崎県宮崎市大塚台西2丁目20番地14	平成22年2月28日	居宅介護支援
4570104960	クレディケアプランニング	宮崎県宮崎市高岡町内山3098番地	合同会社 クレディハート	宮崎県西都市下三財8023番地ロ	平成22年7月10日	居宅介護支援
4570100547	医療法人照葉会井手医院	宮崎県宮崎市まなび野2丁目39番地1	医療法人照葉会	宮崎県宮崎市まなび野2丁目39番地1	平成22年7月23日	居宅介護支援
4510117247	医療法人常伸会亀山記念クリニック	宮崎県宮崎市熊野1-1	医療法人常伸会	宮崎県宮崎市熊野1-1	平成22年7月27日	居宅介護支援

宮崎県告示第 540号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104804	訪問介護ステーション幸一輪	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4315番地6	株式会社幸一輪	宮崎県宮崎市高岡町浦之名4315番地6	平成22年7月22日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 541号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
かわにし脳神経外科	日南市	精神通院医療	平成22年8月1日

宮崎県告示第 542号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の名称の変更について

次のとおり届出があった。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名称	所在地	名称		変更年月日
		変更前	変更後	
こばやし中央薬局	小林市	こばやし中央薬局	アイン薬局 こばやし中央店	平成22年7月1日

宮崎県告示第 543号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産業者の内容		事業所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1277	甲斐勝男 東臼杵郡諸塚村大 字七ツ山4014番地		幼苗の育 成・幼苗 以外の苗 木の育成	甲斐勝男 東臼杵郡諸塚村大 字七ツ山4014番地

宮崎県告示第 544号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成22年 8 月19日から平成22年 9 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字山 中2915番 1 地先から同 郡同町同大 字同字2913 番 1 地先ま で	旧	7.0 ～ 27.6	351.8
				新	7.0 ～ 28.0	

宮崎県告示第 545号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成22年 8 月19日から平成22年 9 月 2 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	西臼杵郡日 之影町大字 岩井川字山	平成22年 8 月19日

宮崎県告示第 548号

宮崎県屋外広告物条例の規定により知事が指定する禁止物件、禁止地域等（平成 5 年宮崎県告示第 630号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行する。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

			中2915番 1 地先から同 郡同町同大 字同字2913 番 1 地先ま で	
--	--	--	---	--

宮崎県告示第 546号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 下滝下地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号と 2 号を昭和50年 8 月22日宮崎県告示第1163号で指定した下滝下地区急傾斜地崩壊危険区域の境界線に沿って結んだ線、標柱 2 号から 5 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 5 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字下滝下2105- 1
2	” ” ” ” 2121- 1
3	” ” ” ” 2100- 2
4	” ” ” ” 2105- 1
5	” ” ” ” 2105- 1

宮崎県告示第 547号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第 825号による宮崎広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、次のとおり告示する。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 施行者の名称

宮崎市

2 都市計画事業の種類及び名称

宮崎広域都市計画下水道事業 宮崎公共下水道

3 事業施行期間

昭和42年 8 月22日から平成28年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
2 条例第 8 条第 4 号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。		2 条例第 8 条第 4 号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。	
地域又は場所	区 分	地域又は場所	区 分
自然公園法（昭和32年法律第 161号）第13条の規定により指定された特別地域	[略]	自然公園法（昭和32年法律第 161号）第20条の規定により指定された特別地域	[略]
自然公園法第26条に規定する普通地域のうち都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 2 章の規定により定められた用途地域及び農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第 112号）第 5 条第 3 項の規定により実施計画（同条第 1 項又は第 2 項の規定により定める実施計画をいう。）において定められた工業等導入地区の区域（以下これらを「用途地域等」という。）を除く区域	[略]	自然公園法第33条に規定する普通地域のうち都市計画法（昭和43年法律第 100号）第 2 章の規定により定められた用途地域及び農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第 112号）第 5 条第 3 項の規定により実施計画（同条第 1 項又は第 2 項の規定により定める実施計画をいう。）において定められた工業等導入地区の区域（以下これらを「用途地域等」という。）を除く区域	[略]
3 条例第 8 条第 5 号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。		3 条例第 8 条第 5 号の規定により知事が指定する区域は、次のとおりとする。	
地域又は場所	区 分	地域又は場所	区 分
宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）第11条の規定により指定された特別地域	[略]	宮崎県立自然公園条例（昭和36年宮崎県条例第12号）第18条の規定により指定された特別地域	[略]
宮崎県立自然公園条例第22条に規定する普通地域のうち用途地域等を除く区域	[略]	宮崎県立自然公園条例第29条に規定する普通地域のうち用途地域等を除く区域	[略]

公 告

宮崎県グループウェアシステム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 企画提案競技に付する事項

- (1) 業務件名 宮崎県グループウェアシステム構築業務
- (2) 業務の特質等 宮崎県グループウェアシステム構築業務要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 納入期限 平成23年 1 月31日まで
- (4) 契約期間 平成23年 2 月 1 日から平成28年 1 月31日まで（60 月）

2 契約に係る特約事項

- (1) この企画提案競技に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 6 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 平成22年宮崎県告示第 189号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務で種目が電算処理（システム開発を含む。）のもの（以

下「参加資格者」という。）であり、かつ、次のアからウまでの要件をすべて満たす者とする。

- ア 営業に関し法令上必要とする許可又は登録を受けている者
 - イ この公告の日から企画提案競技終了の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者
 - ウ 過去 3 年以内に、上記 1 の(1)と同種のシステムに係る同規模以上の導入実績を有している者
- (2) 共同企業体（JV）は可とする。ただし、各構成員が参加資格者であって、(1)ア及びイに該当し、かつ、構成員のいずれかが(1)ウに該当する者であること。

なお、JVの構成員として参加した者は単独で参加することはできない。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当
- (2) 期間 平成22年 8 月19日（木）から平成22年 9 月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 企画提案競技説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当
- (2) 期間 平成22年 8 月19日（木）から平成22年 9 月28日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 参加資格審査申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当
- (2) 提出期限 平成22年 9 月 6 日（月）午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

7 参加資格の喪失

最優秀提案者の選定までに上記 3 の要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、参加

資格を失うものとする。

8 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当
- (2) 提出期限 平成22年9月28日（火）午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

9 構築予定事業者の選定方法

資格審査の上、企画提案書等の書類をもとに、別に設置する宮崎県グループウェアシステム構築業務選定委員会を経て構築予定事業者を選定するものとする。

10 企画提案競技に関する事務を担当する部局等

宮崎県県民政策部情報政策課行政情報化システム担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7045

11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会は、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、企画提案競技参加者の負担とする。
- (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、宮崎県グループウェアシステム構築業務企画提案競技説明書による。

13 Summary

- (1) Purpose: Establishment of the Miyazaki Prefecture Groupware System.
- (2) Proposal Submission Deadline: 5:00 PM September 28th, 2010
- (3) Where to Submit: Prefectural Policy Department Information Administration Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: +81-985-26-7045.

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
日向市	日向市東郷町山陰己の一部

2 調査期間

平成22年7月1日から平成23年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、松原地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成22年8月19日から平成22年9月16日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内及び佐土原総合支所産業振興課内

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、吉野方地区県営土地改良事業（日南市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

基本測量（基盤地図情報（標高・オルソ）作成業務）

2 作業地域

宮崎市、都城市、西都市、清武町、国富町、綾町、新富町

3 作業地域

平成22年8月1日から平成23年3月22日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

基本測量（基準点測量）

2 作業地域

宮崎市、日南市、小林市、串間市、えびの市、東諸県郡国富町、西臼杵郡高千穂町

3 作業地域

平成22年9月10日から平成23年3月1日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年8月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画を定める者の名称

延岡市

2 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画地区計画

クレアパーク延岡工業団地第 1 地区 地区計画

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県延岡土木事務所

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年 8 月19日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 都市計画を定める者の名称

延岡市

2 都市計画の種類及び名称

日向延岡新産業都市計画地区計画

クレアパーク延岡工業団地第 2 地区 地区計画

3 縦覧場所

宮崎県県土整備部都市計画課

宮崎県延岡土木事務所

教育長訓令

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年 8 月19日

宮崎県教育委員会教育長 渡 辺 義 人

宮崎県教育委員会教育長訓令第 6 号

本 庁

各出先機関

各教育機関

教育財産等取扱規程の一部を改正する訓令

教育財産等取扱規程（平成61年宮崎県教育委員会教育長訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 2 章 取得</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 課の長は、教育財産等として財産を取得しようとするときは、 決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、取得の方法又は財産の性質によっては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 登記又は登録を要する財産については、<u>登記簿若しくは登録簿謄本、又は登記若しくは登録事項の調査書</u></p> <p>(12)～(16) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(新築、新造、増改築、増改造又は移築)</p> <p>第11条 課の長は、建物、船舶その他工作物を新築し、新造し、増改築し、増改造し、又は移築しようとするときは、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、物件の性質によっては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 借地にあつては、敷地の所有者の氏名、借地料、借地期間その他必要な事項を記載した承諾書並びに<u>登記簿謄本又は登記事項の調査書</u></p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>様式第24号（第29条関係） [略]</p> <p>年 月 日付で申請のあった教育財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第 238条の 4 第 4 項</u>の規定により次の条件をつけて許可します。</p> <p>なお、この許可について不服があるときは、この許可のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県教育長に異議申立て（審査請求）をすることができます。</p> <p>[略]</p>	<p>第 2 章 取得</p> <p><u>（教育財産等の取得）</u></p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>2 課の長は、教育財産等として財産を取得しようとするときは、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、取得の方法又は財産の性質によっては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 登記又は登録を要する財産については、<u>登記事項証明書等（登記又は登録事項の全部を証明した書面をいう。）</u>又は登記若しくは登録事項の調査書</p> <p>(12)～(16) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(新築、新造、増改築、増改造又は移築)</p> <p>第11条 課の長は、建物、船舶その他工作物を新築し、新造し、増改築し、増改造し、又は移築しようとするときは、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、物件の性質によっては、その一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 借地にあつては、敷地の所有者の氏名、借地料、借地期間その他必要な事項を記載した承諾書並びに<u>登記事項証明書（登記事項の全部を証明したものに限る。）</u>又は登記事項の調査書</p> <p>(5)～(9) [略]</p> <p>様式第24号（第29条関係） [略]</p> <p>年 月 日付で申請のあった教育財産の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第 238条の 4 第 7 項</u>の規定により次の条件をつけて許可します。</p> <p>なお、この許可について不服があるときは、この許可のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宮崎県教育長に異議申立て（審査請求）をすることができます。</p> <p>[略]</p>

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

--	--